

マイナンバー、マイナンバーカードの適用範囲の拡大等

マイナンバー・マイナンバーカード関係の規制改革の提案とりまとめ（内閣府作成）

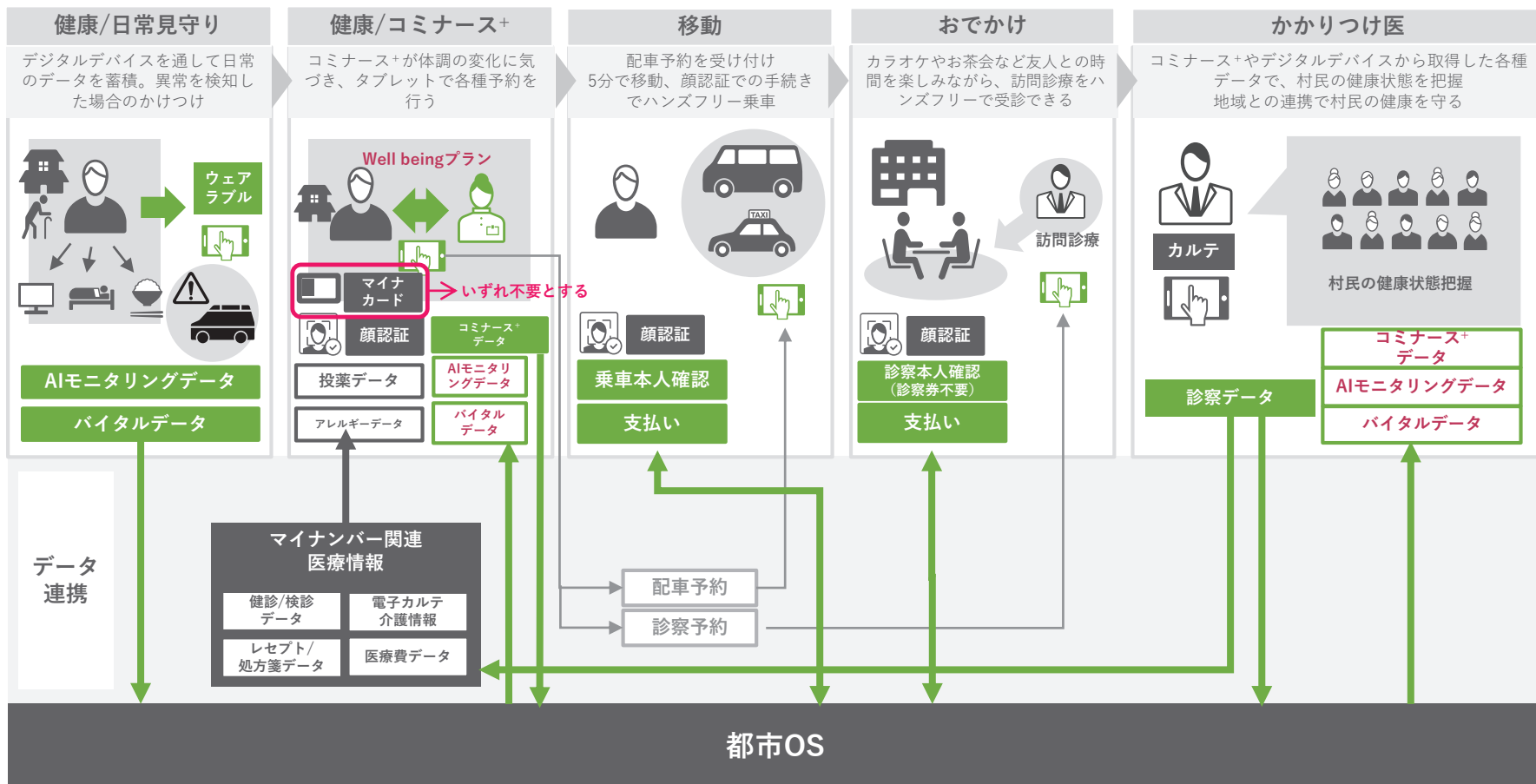
自治体名	提案内容	関係法令	①利用範囲の拡大 （§ 9）	②特定個人情報 の第三者提供 （§ 19）	③カードの記載事項等 （§ 27、§ 16の2）	④カードの利活用 （マイナンバー法以外）
更別村	・生体認証データと公的個人認証を紐づけ、生体認証による本人確認を行政手続きのオンライン化に利用できるようにする。	マイナンバー法 § 13～18				○
仙台市	・マイナンバーを活用した労務管理（マイナンバーと労働時間や給与情報の一部は、社会保険等の手続きのため紐づけ可能であるが、労務データ（より詳細な日々労働時間）との紐づけも可能とする。）	マイナンバー法 § 9②、§ 19八	○	○		
会津若松市	・本人同意を前提に、マイナンバーを3分野以外の業務について、幅広く利用する。	マイナンバー法 § 9、§ 15、§ 19、§ 20	○	○		
つくば市	・本人同意を前提に、自治体、大学、研究機関、医療機関、薬局等の健康関連データ（診療履歴、生活ログ等）をマイナンバーにより紐づけ、大学等での研究や、本人に対する健康増進サービスの提供に役立てる。	マイナンバー法 § 2⑧、§ 9、§ 19、§ 20	○	○		
前橋市	・マイナンバーカードを紐づけた「まえばしID」により、マイナンバーの入力を求められる確定申告などの手続きを実施	公的個人認証法（認証業務及びこれに附随する業務の実施に関する技術的基準 § 31③）				○
小田原市	・電気、ガス、水道の使用量データ等をスマートメータやマイクログリッドで収集し、マイナンバーをキーとして市の構築するデータプラットフォームで一元的に管理。	マイナンバー法 § 9、§ 19、電気事業法 § 23、ガス事業法 § 54、80等	○	○		
加賀市	・マイナンバーの利用範囲を教育分野に拡大。マイナンバーをベースにした教育IDをキーに、成績、出席状況、健康診断と家庭の経済状況などを紐づけ、子どものいじめ、虐待、貧困を早期発見し、プッシュ型の支援。	マイナンバー法 § 9、§ 19	○	○		
	・マイナンバーの利用範囲を交通分野に拡大。年齢、所得、免許返納等のデータをマイナンバーで連携し、個人ステータス別の公共交通の利用料金の設定。	マイナンバー法 § 9、§ 19	○	○		
松本市	・マイナンバーカードの性別の記載を廃止。	マイナンバー法 § 27			○	
	・マイナンバーカード交付時の本人確認をオンライン化	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第4-3			○	
養父市	・マイナンバーウォッチ（マイナンバーカードの一部機能を搭載したウェアラブル端末）を実現（カードの形状、発行主体の特例）	マイナンバー法 § 27、§ 16の2			○	
	・緊急搬送時にマイナンバーウォッチ（ウェアラブル端末）でマイナンバーを活用した個人認証を行い、既往歴等を情報共有し、スピーディで的確な応急措置を実施	・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則 § 64③				○
吉備中央町	・本人同意を前提に、予防接種データについて、第三者提供を可能とすることで、予防接種の呼びかけ、健康増進サービスの提供を可能とする。	マイナンバー法 § 19		○		
山口市	・マイナンバーと生体認証、口座情報を紐づけ、支払い管理を実施。	マイナンバー法 § 2八、九、§ 19、§ 20	○			

提案自治体一覧（提出のあったもの）

目次	
P. 3	更別村
P. 4	仙台市
P. 5-6	会津若松市
P. 7-8	つくば市
P. 9-12	前橋市
P. 13-16	小田原市
P. 17-18	加賀市
P. 19-20	松本市
P. 21	養父市
P. 22	山口市

利用者ユースケース

高齢者が楽しみながら健康に暮らせる見守り医療の在り方

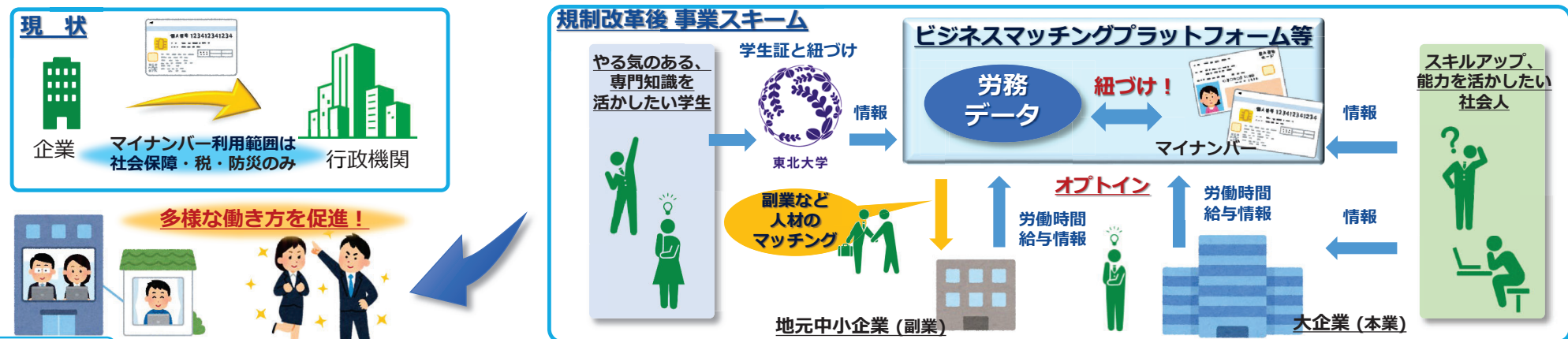


規制
改革
案

生体認証データと公的個人認証を紐づけ、生体認証による本人確認をオンラインでの行政手続に利用できるようにする。【マイナンバー法 § 13～ § 18、公的個人認証法 § 7, § 26 「顔等の生体認証情報」を追加】

マイナンバーを活用した労務管理【番号利用法の改革】

- 労働時間等の情報の一部は、社会保険等の手続きのため、すでにマイナンバーに紐づけされているが、さらに広く労務データとの紐づけを可能とする規制改革により、副業・兼業など多様な働き方を応援！
- 労務管理の透明化等により、マイナンバーによるビジネスマッチングプラットフォーム等を構築。



現状

- 本市は優秀な学生や多様な人材が集まっているものの、仙台・東北に残らず首都圏企業に就職してしまう課題がある。一方で、学生の中には首都圏大企業の就職に捉われず、地元企業や大学発ベンチャーなどで、自身の能力を発揮し活躍できる環境を求めているケースも多い。コロナ禍においては、地方でのテレワークや新たな雇用形態など多様な働き方が受け入れられてきており、一企業に捉われずに自身の能力を幅広く発揮したい、スキルアップを図りたい、余剰時間を副業や自己啓発に充てたいなどの労働者ニーズが増加。
- 一方、副業・兼業は推奨されているものの、労働時間の管理・把握が困難であり、健康管理（長時間労働の助長）や本業への支障など懸念が大きく進んではいない。【課題：労務管理の課題整理不足、不透明性、競業禁止管理】

提案

- 労務データをマイナンバーに紐づけ、マイナンバーをキーとしたビジネスマッチングプラットフォーム等を構築し、認証された事業者や労働者が必要に応じてアクセスを可能とすることで、複数社にわたる社会保険等手続きを円滑化するとともに、労務管理の透明性の向上を図り、時代のニーズに応じた副業・兼業などの多様な働き方を促進する。

マイナンバー利用範囲の拡大 <行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項、第19条第8号>

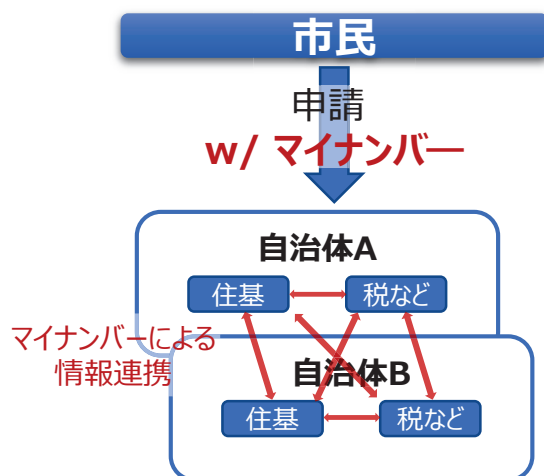
マイナンバーカードの利活用 <行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 第18条>

地域全体でのワンスオンリー/ワンストップの実現 提案の概要

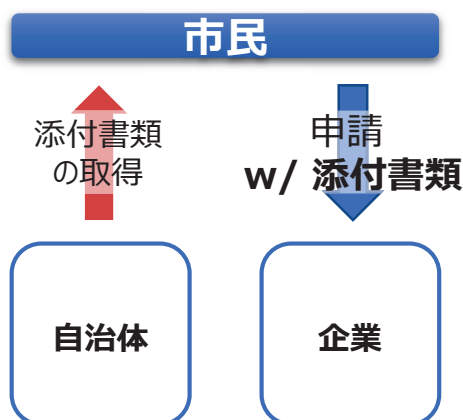
悉皆性・唯一性をもつマイナンバーをデジタル識別子として地域DXにフル活用することが、市民の利便性向上のみならず、自治体や地域企業の情報収集や本人確認の手間の削減や、より効果的なデジタルサービスの開発につながる。

As-Is

番号利用事務（行政）



民間手続

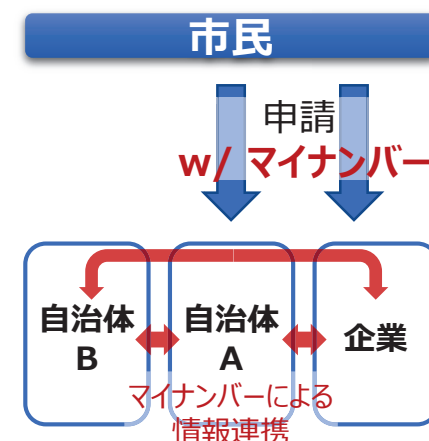


- ✓ 番号利用可能な手続が限定されているため、一部の手続しかワンストップが実現されていない
- ✓ 添付書類が存在することは、行政手続のオンライン化に向けた大きな障壁となっている
- ✓ 独自利用事務は、社会保障/税/防災に関連する手続しか規定できないため、番号利用が不可能な事務が必ず残る

- ✓ マイナンバー自体が行政手続の効率化を前提とした制度設計のため、企業主体の手続にマイナンバーを利用することができない

To-Be

官民問わない全ての手続



- ✓ まずは、番号利用事務以外も含めたすべての手続における番号利用を実現
- ✓ 都市OS等を通じて、自治体とシステム連携している企業から、企業手続におけるマイナンバー利用を開始

地域全体でのワンズオンリー/ワンストップの実現 制度・規制改革の提案

本人のオプトインに基づくマイナンバーの提供・利用を、官民間問わず可能とすることで、マイナンバー制度が将来的に目指すところである幅広い行政分野での利活用をスーパーシティで先取りする。規制改革実施におけるリスクを十分に検討した上で、特定個人情報取扱い方針を策定するなどのリスク低減を図る。

規制 内容

- 番号法第9条：番号の利用範囲を社会保障、税、防災に関する事務に限定
- 番号法第15条：個人番号の提供を求めることができる条件を規定
- 番号法第19条及び第20条：各号に該当する場合を除き、特定個人情報の提供及び収集を制限する旨を規定

規制 改革

- 第19条：『2 但し、本人の明示的かつ事前の同意に基づく提供は、これを否定しない。』の追記
- 第15条：『第19条各号』を『第19条各項』に変更／第20条：『前条各号』を『前条各項』に変更
- 第9条：『6 第19条第2項に基づき番号の提供を受けたものは、明示的かつ事前の本人の依頼又は承諾を得た事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。』の追記
- 第2条第11項：『第9条第3項』を『第9条第3項又は第6項』に変更

規制改革の方向性

本人のオプトイン（明示的かつ事前の承諾）に基づくマイナンバーの提供・収集・利用について、

案1) 『番号関係事務』に包含する形で規定

案2) 『番号任意利用事務』等として新規に規定

することで実現する。

※上記の規制改革案は、案1) を想定して記載

規制改革リスクへの対処方針

【特定個人情報取扱い方針の策定】

市としての特定個人情報の取扱いに関する方針について、区域会議等の協議を踏まえて必要十分なものを策定（必要に応じて条例等を策定することを視野に入れて検討を実施する）

- オプトイン先の限定
- オプトインの取得方法のルール化
- 特定個人情報の保管方法の規定 など

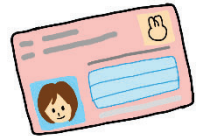
新たな規制・制度改革の提案（提案No.13 規制参考資料C）

提案名	提案概要
健康関連データの一元管理を可能とするためのマイナンバーの利用等に関する特例措置	自治体や国立大学法人、国立研究開発法人、医療機関、薬局等の各機関に分散する健康関連データ（生活ログ、食料品の購入履歴、診療履歴等の様々なデータ）をマイナンバーにより紐づけし、ワクチンの接種記録や処方薬、自治体健診のデータ等を、本人及び本人が同意した事業者が一元的に参照することを可能とする。

1. 現状と課題

○現状

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）において、個人番号を含む個人情報（同法第2条第8項により、特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）としての扱いとなり、同法第19条により提供先と利用範囲が限定され、また、同法第20条により収集及び保管も制限されている。）
- 医療情報は機微性が高く、医療分野におけるマイナンバーの活用が限定的であり、診察券番号など各機関で管理する個人IDをマイナンバーで代替し、自治体や医療機関等に分散する健康関連データを紐づけることができない。



○課題

- 自治体や医療機関等に分散する健康関連データ（特定個人情報）の利用、収集及び保管をできるようにする。
→健康・医療情報の個人へのデータ還元により、自分の症病歴や処方薬の内容をいつでも閲覧可能化
- 自治体や医療機関等に分散する健康関連データを紐づけできるようにする。
→機関間の健康関連データの情報連携により、検査・診断結果や処方薬情報、予防接種履歴を本人及び本人が同意した事業者が一元的に参照することを可能化。資格異動時にもシームレスに健診結果を連携



新たな規制・制度改革の提案（提案No.13 規制参考資料C）

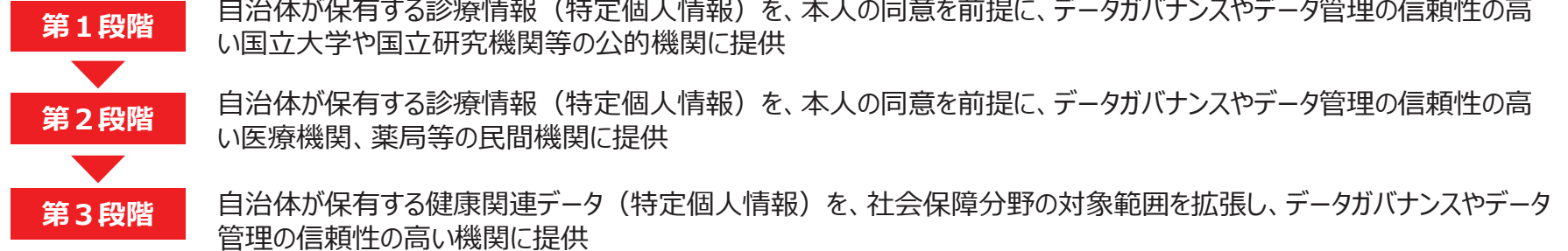
2. 新たな規制・制度改革の提案

○現行制度

現行法の利用範囲である社会保障、税、災害対策の3つの行政分野の事務以外では、マイナンバーを利用できない。

○規制の特例措置の案

規制改革のステップ



ステップごとの特定措置案

第1段階（提供範囲の拡大）

自治体が保有する診療情報（特定個人情報）について、**国家戦略特区に係る区域計画に記載された国立大学法人、国立研究開発法人等のうち本人が同意した公的機関**に、同意した利用目的の範囲内で提供することを可能とすること。また、これらの機関が個人番号を収集し、及び保管することを可能とすること。

第2段階（提供範囲の拡大）

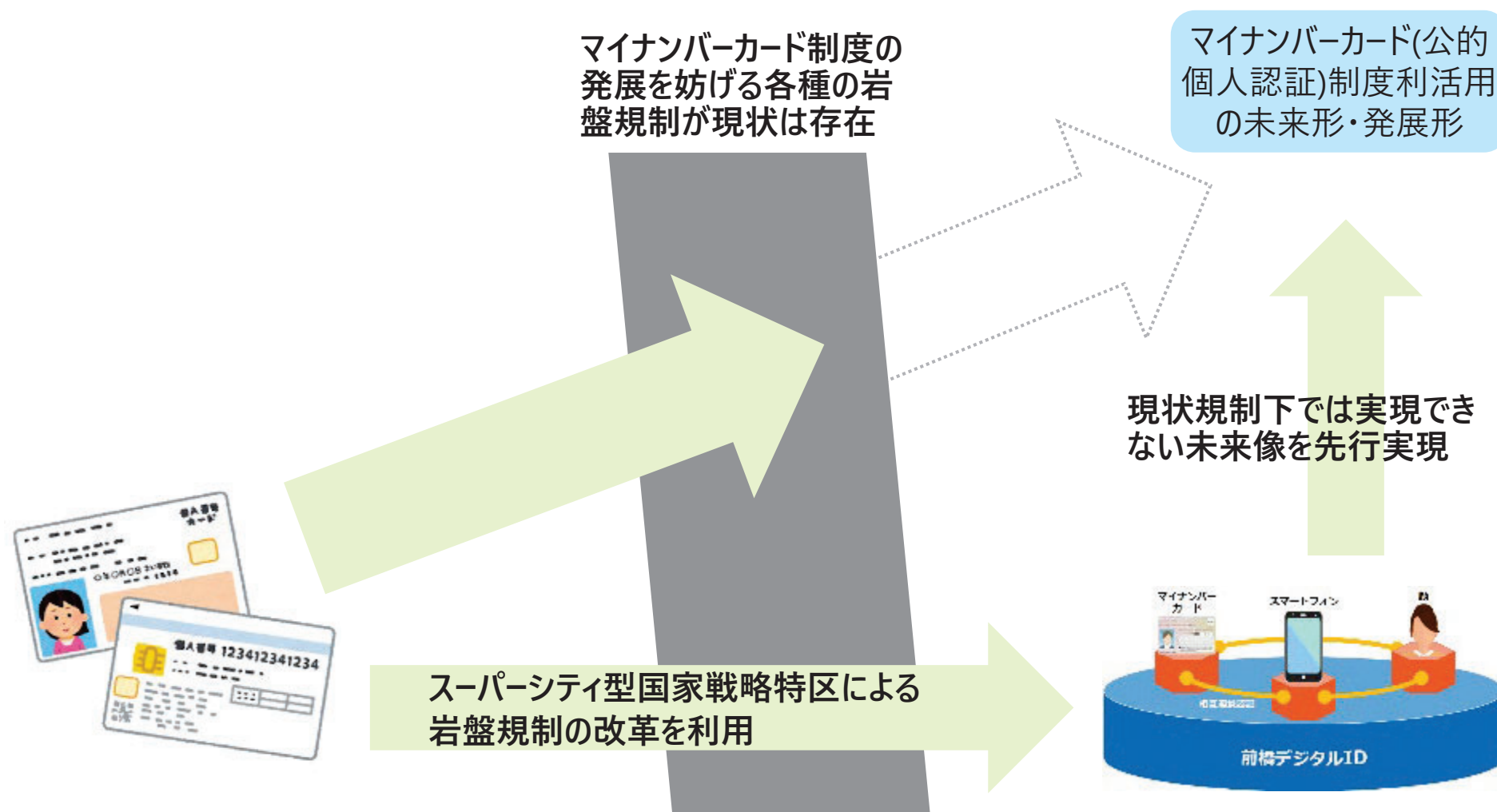
自治体が保有する診療情報（特定個人情報）について、**上記の機関に医療機関、薬局等の民間機関を加え、これらのうち本人が同意した機関**に、同意した利用目的の範囲内で提供することを可能とすること。また、これらの機関が個人番号を収集することを可能とすること。また、これらの機関が個人番号を収集し、及び保管することを可能とすること。

第3段階（利用分野の拡張）

自治体が保有する健康関連データ（特定個人情報）のうち国家戦略特区に係る区域計画に記載されたものについては、**社会保障分野の対象範囲を拡張**し、データガバナンスやデータ管理の信頼性の高い機関への提供や利用、当該機関による収集及び保管を可能とすること。

規制改革の名称	規制改革の内容	規制改革を求める法律等
マイナンバーカードと未来型ID＜まえばしID＞の紐づけの実現	■ マイナンバーカードと未来型ID＜まえばしID＞（電子署名法の認定証明書が前提）との紐づけを可能にする規制改革を求める ■ 紐づけ方法の一つとして電子証明書シリアル番号を介する方法があるが、これは電子証明書シリアル番号の外部提供が禁止されている現状では不可能であるため、当該規制を緩和する。また、マイナンバーカード記載事項変更時等の連携を図る	■ 「認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準」31条3項
電子証明書を用いて本人(意思)確認を行う場合のサービス供給者の義務や責任の明確化	■ 各種の業法において、電子証明書/電子署名を用いて本人(意思)確認を行う場合のサービス供給者の義務や責任を明記する（医療法1条の4第2項 等）（サービス供給者のオンラインサービス提供を躊躇させる実質的な規制の改革）	■ 本人(意思)確認に関する、サービス供給者の義務や責任を定める各種の法律（医療法 等）

未来型ID＜まえばしID＞構想は、大胆な規制改革を通じて、マイナンバーカード(公的個人認証)制度利活用の未来形・発展形を先行実現するものです



20211129国家戦略特区WGヒアリング（前橋市資料） 未来型ID＜まえばしID＞とマイナンバーカードの関係性（2/3）



未来型ID＜まえばしID＞の意義を理解するための6つのポイント

1. 法的裏付けがありかつスマートフォンに搭載できる唯一のIDである
2. 法的裏付けがなく、厳格な行政手続では利用が認められないような他の民間IDとは全く異なる
3. すなわち、法的裏付けのあるただ二つの電子証明書の組み合わせに立脚している、全国で唯一のIDである
4. マイナンバーカード電子証明書の利便性に加え、電子署名法電子証明書ならではのフレキシブルさ(制約なく各種の民間サービスで利用が可能)を兼ね揃えている
5. 安全性と利便性を兼ね揃えている
6. 電子署名法電子証明書をを用いる場合、基本4情報のやりとりがないため、匿名性を担保しながら本人確認を行うことができる

※1：電子署名法による認定申請を2021年1月に実施。2021年11月10日認定済。

※2：住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する総務省令の改正(2021.9)で明確化

「総務省情報通信技術活用省令」に基づく改正

- 「総務省情報通信技術活用省令」に基づく改正により、住民票の写し等の請求(オンライン行政手続)における「法律上正当に認められた電子的な本人確認・署名の方法」は下記の2つであることが改めて明確になった

1. 公的個人認証法にもとづく電子署名
2. 電子署名法にもとづく電子署名



「未来型ID＜まえばしID＞構想」の適合性

- 当該改正により、未来型ID＜まえばしID＞構想の下記の前提が改めて的確なものであると確認できた

1. 電子署名法にもとづく電子署名と公的個人認証法にもとづく電子署名以外に、法律上正当に認められた電子的な本人確認・署名の方法は存在しない
2. 電子署名法にもとづく電子署名と公的個人認証法にもとづく電子署名は、法律上正当に認められた電子的な本人確認・署名の方法という意味で同等の効果がある
3. 従って、電子署名法にもとづく電子署名を公的個人認証法にもとづく電子署名とを併用することで、マイナンバーカードの有効性を活かしつつ、JPKIに由来する技術的な縛りがないことで可能となる追加的な付加価値をもった、未来型IDを構成することが可能になる

補足：改正の内容と影響

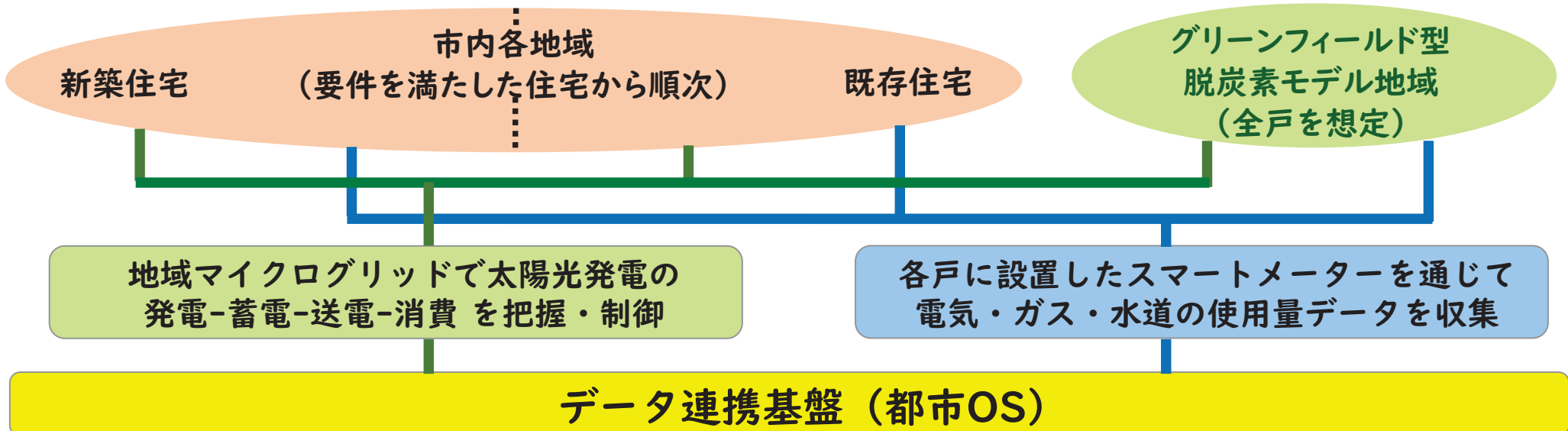
総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 4条2項 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(注：公的個人認証法にもとづく電子署名 もしくは電子署名法にもとづく電子署名)を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。
ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

↳ 新設規定：法第十一条第一項等の規定による請求又は申出を行う場合においては、当該ただし書の規定は、適用しない

上述のただし書規定にもとづいた民間のスマホアプリIDを用いた住民票の写し等の請求の実務が存在していたが、省令に基づいた(すなわち法律上正当に認められた)方法ではないことが明確になった

神奈川県小田原市御説明資料（マイナンバー関係）

クリーン&スマートライフ情報プラットフォーム（CSLIP・仮称）の構築について



電気・ガス・水道のデータを一元的に把握することで、精緻かつ幅広い分析が可能

都市OSを通じて分析データを他分野で活用可能

<活用例（個人情報の活用は本人の事前同意が基本・マイナンバーとの連携により更なる利便性向上が可能）>

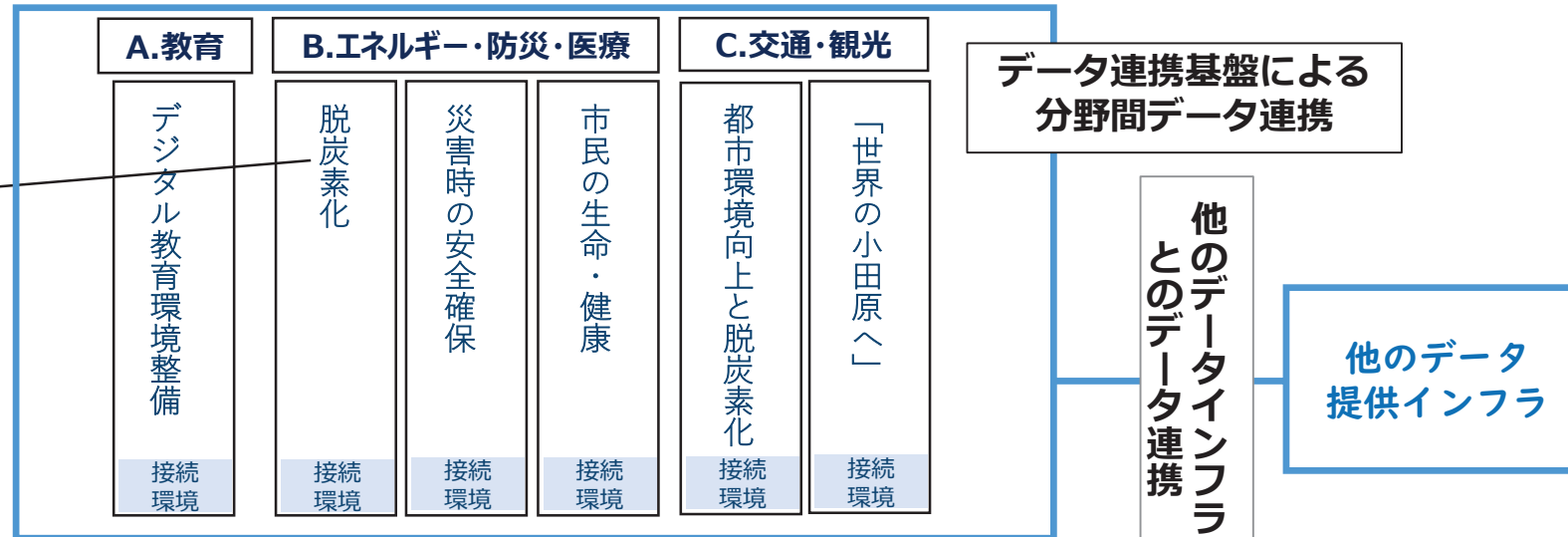
- 各戸のリアルタイム（※）での電気・ガス・水道の使用量、太陽光発電量等を把握したうえでのきめ細やかなエネルギーマネジメント（省エネ、創エネ、蓄電量管理等）の推進
- リアルタイムで（※）の電気・ガス・水道の使用量データ等の把握による市民の安全確保（例：独居高齢者の見守り（安全な生活であるか）、新型コロナウイルス感染症等で在宅療養している方の生活状況を観察（同））、交通・運輸分野をはじめとした市民の利便性向上（例：在宅情報を運送事業者と共有して配達時の不在を防ぐ）
- 災害時のライフラインを確保（大規模災害時にどこでどれだけの発電・蓄電が行われているのかをリアルタイム（※）で把握して必要な場所に送電）
- 各戸の電気・ガス・水道の使用量を通じた生活リズムの把握による市民の福祉向上・健康増進（例：食事の時間が不規則な方への栄養指導、生活が不規則な子どもたちへの助言、病気の兆候を感じる方への医療的な助言（未病推進））
- 災害時の避難誘導を円滑化（スマートメーターの稼働状況で住民の在宅状況や市内の大規模火災・浸水等の発生を把握）

（※）厳密にはリアルタイムではないが、情報の活用方法に応じた適切な頻度。

データ連携基盤により可能となる先端的サービス

本市が構築する**データ連携基盤**において、「クリーン&スマートライフ情報プラットフォーム（CSLIP・仮称）」との接続や「究極のゼロカーボン・デジタルタウン」の建設等により、**複数分野のデータを連携させる（重ね合わせる）ことによる先端的サービスの質・量がさらに充実する。**

CSLIP、地域マイクログリッド、ゼロカーボン・デジタルタウンの都市データ等



<複数分野のデータを連携させることによる先端的サービスの内容（例）>

- 電気・ガス・水道等の使用量データから把握される生活状況（食事、就寝の時間等）と電子カルテとの連携で、生活習慣病の診療・経過観察や感染症患者の在宅療養中のケアが可能に。
- 電気・ガス・水道等の使用量データから把握される子どもや高齢者の生活状況（生活が不規則になっていないか等）と教育データ（成績、言動等）・福祉データ（年齢・持病等）との連携により、きめ細やかなケアが可能に。
- 年齢、活動履歴、趣味等のデータと交通のデータとの連携により、観光の提案と最適な交通手段の一括管理が可能に。（具体例：その人に最適な観光スポットやイベントとそこまでの最適な交通手段をまとめて提案・手配）
- 気象データと交通データの連携により、ゲリラ豪雨発生時のタクシー等の集中配車等、交通弱者の保護が可能に。
- 災害時に気象データ（災害発生状況、天候等）・防災データ（消防隊員、資機材、避難場所等の状況等）・福祉データ（災害弱者の状況等）・エネルギーデータ（発電・蓄電量、被害箇所等）・都市データ（被害箇所等）などを総合的に連携させることにより、**安全な避難経路・避難場所の確保**やライフライン供給の円滑化等が可能に。

1② クリーン&スマートライフ情報プラットフォーム（CSLIP・仮称）においてマイナンバー（個人番号）による個人情報の検索・管理を可能とする規制改革（マイナンバー法第9条等）

<規制改革の必要性（地域課題）>

本市は、スーパーシティ構想（案）の中で、電気・ガス・水道の使用量データ等を本市が一元的に把握したうえで、本市が構築するデータ連携基盤（都市OS）を通じて、**環境・エネルギー、交通、防災、福祉、医療等の様々な分野**で活用する「クリーン&スマートライフ情報プラットフォーム（CSLIP・仮称）」を構築することとしている。

CSLIPを効果的、効率的なものとするためには、電気・ガス・水道の使用量データと他のデータを幅広い範囲で、かつ簡便に連携させることが重要である。

そのためには、**マイナンバーを活用して必要な情報の検索・管理を行うとともに、必要と認められる場合には第三者に情報を提供すること（マイナンバーを活用した個人情報の紐づけ）が可能となることが望まれる。**

（活用例）

使用量データで生活リズム把握→都市OSを通じて病院が当該情報を入手→電子カルテと連携させ正確な診療・治療へ

<規制改革の内容、住民の合意の必要性、実施時期>

マイナンバーの利用範囲はマイナンバー法第9条及び別表第1において、マイナンバーを含む個人情報の提供範囲は同法第19条及び別表第2において規定されているが、本市の都市OS上において、特に市民の福祉の増進に資する事務の処理にマイナンバーを利用することを可能とし、**必要な情報を必要な者に対して提供することができるものとする。**

なお、市長及び情報の提供を受けた者は、個人情報について適切に取り扱わなければならない（**本市個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱う予定。**）。

また、個人データの収集は本人同意を前提とするため、必ずしも市民の合意は必要ではない。一方で、制度の普及を進めるためには、市民への十分な説明と理解が必要と認識。

加えて、CSLIPを早期に構築できるよう、速やかに準備に着手したい（要件を満たした住宅から順次実装）。

<規制改革の効果>

電気・ガス・水道の使用量データと他のデータをマイナンバーを通じて連携させて、市民・事業者が簡便に活用することができるようになれば、防災、福祉、未病、環境等の様々な分野において**市民の生命の保護、福祉の増進等に大きく貢献**する（具体的な活用方法についてはPI・2参照）。

CSLIPの構築については、本市をはじめ、本市と連携している大学・情報通信関係企業等が協力して取り組むことで、安全かつ使いやすいプラットフォームを構築する予定である。

Ⅰ② クリーン&スマートライフ情報プラットフォーム（CSLIP・仮称）においてマイナンバー（個人番号）による個人情報の検索・管理を可能とする規制改革（マイナンバー法第9条等）

<規制改革を巡る論点と本市の考え方>

- ① 現行法令においても、防災及び市民の健康増進についてはマイナンバーの活用が可能ではないか。

➡ 現行法令においては、防災や市民の健康増進以外の事務（環境・エネルギー、交通等）については活用できないが、本市はこれらの分野を含めて提案している。

なお、マイナンバー法第9条第2項について、本市が条例に定めれば別表の範囲を大幅に超えて、極めて広範な事務についてマイナンバーの活用が可能（「その他これらに類する事務であって条例に定めるもの」を、地方公共団体の判断で柔軟に解釈・運用可能）であれば、当面は法令改正が不要となる可能性もあるが、現状では、本市が想定している事務のすべてをフォローできないと認識（できるのであればその旨を明示していただきたい。）。

- ② マイナンバーの取り扱いは、その重要性に鑑みて慎重を期すべきものであるが、マイナンバーを活用しなければエネルギー情報プラットフォームにおいてデータ連携ができないのか。

➡ マイナンバーを活用しなくとも、個人を識別可能な情報（例：市民ID）を設定し、必要な情報を当該個人識別情報に紐づけるようにすれば、データ連携ができない訳ではない。

しかしながら、本市は、マイナンバー制度について、効率的な情報の管理及び利用、行政運営の効率化、そして手続の簡素化による国民の負担軽減・利便性向上を目的として導入された制度であると認識している。CSLIP、ひいては都市OS内におけるマイナンバーを活用した情報の連携（紐づけ）は、まさにその目的に資するものである。

逆に、マイナンバーが存在するにも関わらず、別途、市民IDを設定することは、効率性に欠けるものと考えている（市民IDによる情報連携を行った場合には、将来的に、複数の情報を連携させるためにマイナンバーと市民IDを紐づける、といった非効率的な事態を招来する可能性もある。）。

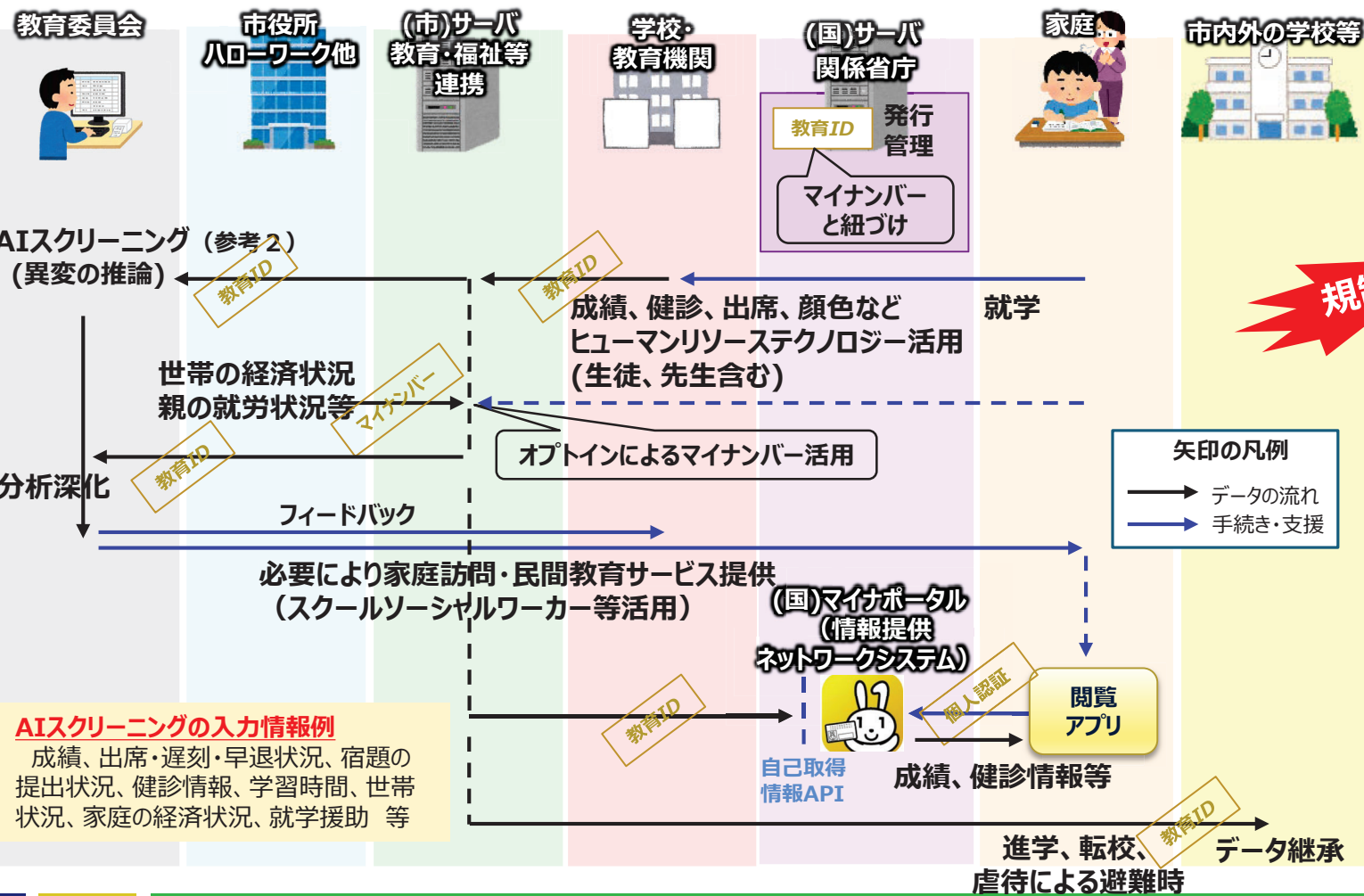
- ③ CSLIP以外でもマイナンバーを活用するのか。

➡ 本市がスーパーシティとして構築する都市OSにおいて、マイナンバーを活用することで複数の情報の連携が簡便に可能となり、市民の福祉を増進することができるのであれば、活用を検討すべきと認識している（例：災害情報と住所情報、連絡先の連携等）。

一方で、マイナンバーの重要性に鑑み、都市OSで可能となる手続き全てについてマイナンバーを使用することが適当とは考えておらず、慎重に検討したいと考えている（例：施設予約においてマイナンバーを求めるのか）。16

提案 1 マイナンバーを活用した子どものトータルサポート（教育・福祉等連携）

コロナ禍における失業や離婚の増加などを背景に見えない貧困は増加しており、相対的に社会的弱者となるひとり親世帯等において、**子どものいじめ・虐待・貧困**といった社会問題は加賀市に限らず、増加傾向にある。
これを**早期発見**し、**マイナンバーを活用したプッシュ型の支援制度拡充**を実現する。



Step 1 モデル校にて教育・福祉情報をもとにAIスクリーニング

Step 2 経済・就労情報連携でAIスクリーニングの精度向上

Step 3 モデル校から市内全校に展開

規制改革

○マイナンバーを教育分野に活用する。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条において、マイナンバーを教育分野についても活用できるように追加いただきたい。

現在、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条において、マイナンバーの利用範囲が社会保障・税・災害対策分野に限定されており、教育分野における活用が認められていない。

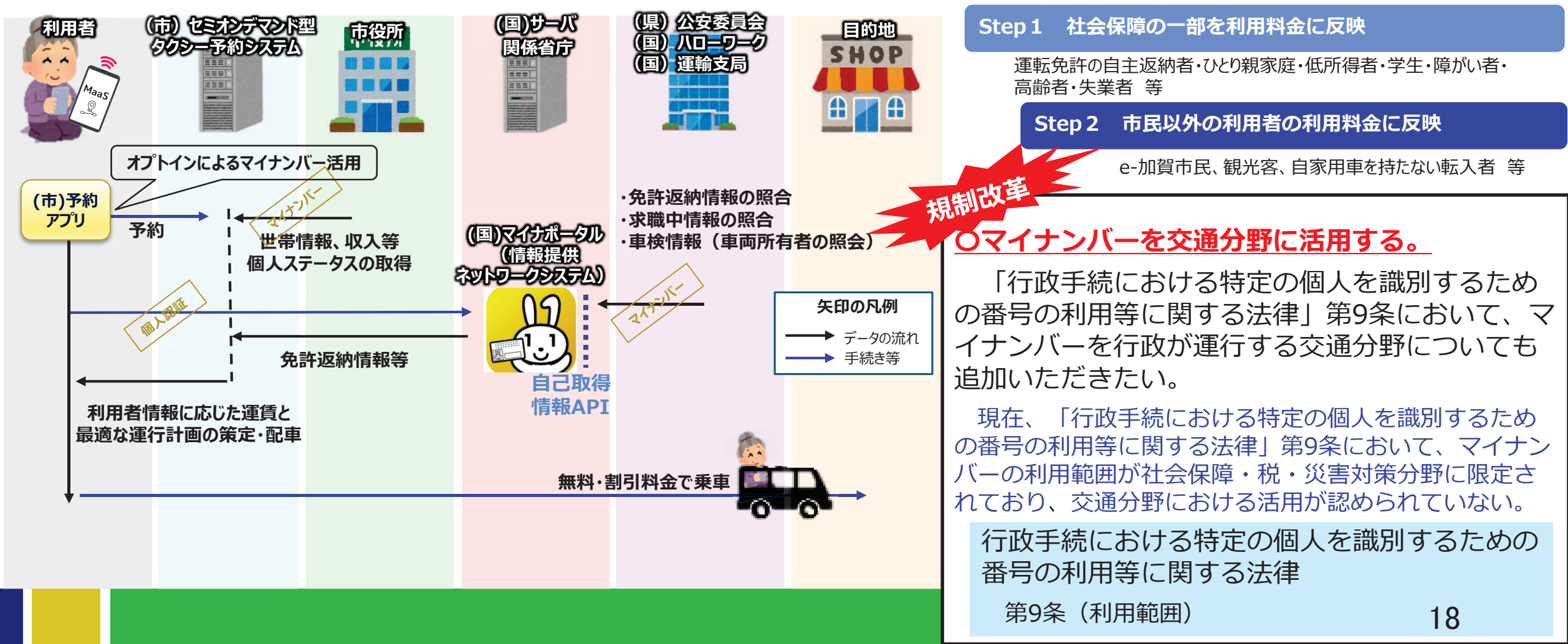
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第9条（利用範囲）

提案 2 マイナンバーを活用した交通弱者等のサポート

交通予約アプリから地域公共交通を利用する際に、マイナンバーカードによる公的個人認証を行うとともに、免許返納情報やe-加賀市民（参考3）、所得情報等の各種データをマイナンバーで連携することで、交通弱者の状況に応じて個人ステータス別の利用料金を適用する。

個別の手続きを要することなく利用料金の無償化や減額を行い、誰もが移動しやすい環境を構築する。

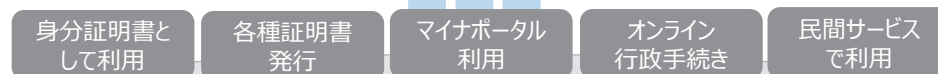


マイナンバーカードの取得・利活用において障害となっている規制・制度を見直し、カードをデジタルインフラとする。

先端的サービスの実現



将来、想定されるサービスの利用促進



既存サービスの定着



マイナンバーカードの徹底活用

マイナンバーカードを徹底的に活用するために「広範かつ大胆な規制・制度改革の提案」として、以下の3項目を新たに追加しました。

- ①カード交付時における本人確認をオンラインでできるように緩和
- ②カード券面への性別記載の廃止（運転免許証のように）
- ③整骨院等におけるマイナンバーカードの保険証利用

① カード交付時の本人確認をオンライン化するメリット

本人が窓口に来られない場合でも交付が可能となります。**カードの取得促進**につながります。

現行制度

提 案



本人確認方法がアナログ的

オンラインで本人確認が可能になる。

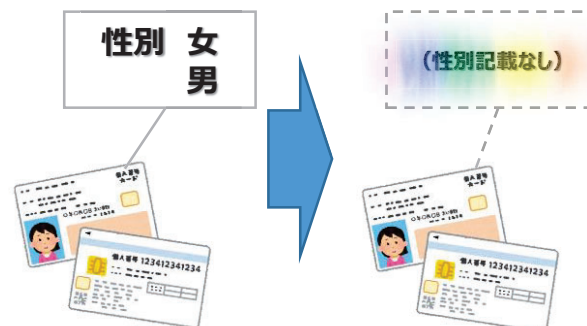
本人確認時は、本人が本人確認書類を遠隔地から画面に映し、交付窓口と代理人が画面を確認することで、なりすましを防止する。

② カード券面の「性別」欄の廃止メリット

性同一性障害等への配慮。
カードの取得促進・利用促進につながります。

現行制度

提 案



カード券面とICチップ内に性別情報

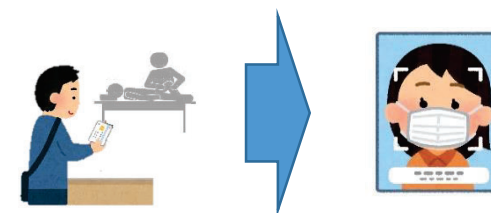
運転免許証と同様に券面の性別記載欄を廃止
性別情報はICチップ内に持つ。

③ 整骨院等におけるマイナンバーカードの保険証利用のメリット

先端的サービスとして、病歴、薬歴、健康診断情報等のPHR(パーソナルヘルスレコード)をデータ連携します。

現行制度

提 案



整骨院、接骨院、鍼灸院などでは、健康保険証利用はできるが、マイナンバーカードの健康保険証利用はできない。

医療機関や薬局と同様にマイナンバーカードの保険証利用環境を整える。

新たな規制・制度改革の提案

マイナンバー搭載サブデバイス（2枚目のマイナンバーカード）

養父市では、市長自身が普及活動を積極的に実施しており、申請数、交付数ともに増加し、**申請率は72.4%**（R3.11.20時点暫定）とすでに大半の市民が取得している状況である。

一方、まだまだ利用シーンが限定的であり、顔写真や番号が隠れるケースに入れるなど、普段使いに適した形態となっていないため、持ち歩くことに抵抗があり自宅に大切にしまっているケースも多い状況である。現在のマイナンバーカードでは、市民がメリットを実感しづらい。

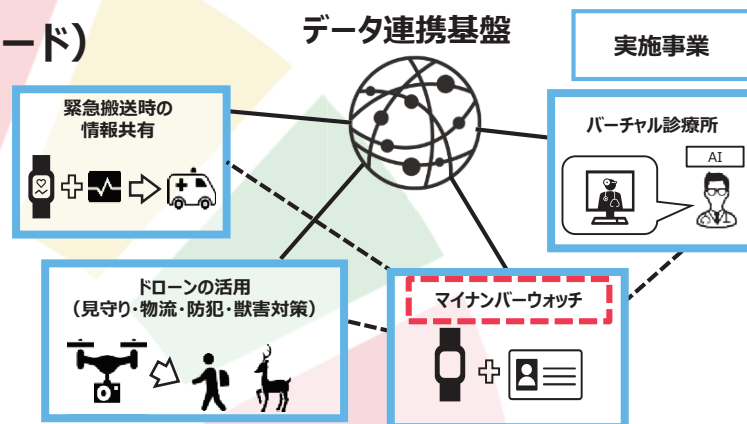
カードという形にこだわらず、生活に密着し便利に活用できるものにしていく必要がある。

そこで養父市では、「**落とした場合にはオンラインで機能停止が可能で、写真やマイナンバーも表示されていない普段使いのカード**」としての活用を提案する。具体的には機能を制限した実用的な準カードあるいは電子デバイスへの機能付加による**2枚目のカード発行**による利便性の向上を図る。さらに、健康管理にも活用できるウェアラブル端末に組み込んだ**マイナンバーウォッチの実現**を目指す。

“健康のゆらぎ”への対策を当たり前にするために、データ連携基盤とマイナンバーウォッチを活用した健康情報の収集と活用などに取り組む。

【規制緩和対象】

- ・マイナンバー法第2条の7（個人番号カードの定義）、第16条の2（個人番号カードの発行等）
- ・マイナンバー法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供に関する省令第25条（個人番号カードの様式）



緊急搬送時の情報共有

◆緊急搬送時、患者自身の既往歴等確認にマイナンバーウォッチを活用

緊急搬送時は本人との意思疎通が困難でカードの確認ができないことも想定されるが、マイナンバーウォッチを常に身に付けていれば本人確認も容易となり、**ウェアラブル端末の生体認証やマイナンバーを活用したデータ連携**によって、個人の既往歴や健康状況等の確認も可能となり、**よりスピーディーで的確な応急処置や治療の判断に反映することができるようになる。**

【規制緩和対象】

- ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第64条の3（暗証番号入力）



取組概要

①生体認証を活用したマイナンバーの多目的利用

【日本一迅速なワクチン接種体制の構築】

- マイナンバーに紐づけされた生体情報をもとに、生体認証機能を活用し、手ぶらで、接触や密を回避し、迅速かつ正確なワクチン接種を実施する。

【地域の独居高齢者等の見守り】

- 労働人口が減少し、高齢化が顕著な中山間地域においては、独居高齢者の見守りが課題となっており、生体認証技術やデータ活用・連携といった技術により、瞬時に関係機関とのデータ共有を可能とする。
- 地域内での生活活動行政サービスを始め、各種サービスの提供を受ける際には、マイナンバーカードの提示を行わず、マイナンバーに紐づけされた生体情報をもとに、生体認証機能を活用することで、顔や手のひら静脈等の「生体情報」をキーとして、手ぶらでの買い物や移動における支払いなどを可能とする。

【医療・介護・交通・農業・教育等のデータ連携】

- 「マイナンバー(地域デジタルID)」をキーとして、基本4情報・顔情報・口座番号(または地域ポイントカード)を紐づけることで、確実かつ正確に個人を特定し、医療・介護・交通・農業・教育等の様々な分野のデータと連携することで、いままで見えてこなかった課題を可視化し、その課題をデータ活用で効率的かつ迅速に解決に繋がる。
- 依然、地域内においては、マイナンバーを蓄積することにリスクを感じる住民が多く、デジタル化が進む中で地域住民への理解を得ていくために、暫定的に地域デジタルIDをキーとして利用し、将来的にマイナンバーと紐づけできるようにする。

②顔認証を活用した住民の幸せ度のデータ化

- 顔認証機能を活用して、その人の表情等をデータ化・蓄積し、それらをAI等を活用して解析することで、地域の暮らしにおける幸せ度を数値化し、更なる地域の活性化や地域の暮らしの向上を図るための指標とする。
- 顔認証機能によって取得した顔の表情で、地域の独居高齢者など要支援者の体調等の判断材料としても活用する。